

湊町三丁目C街区地区第一種市街地再開発事業の施行地区となるべき区域の公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第15条第1項の規定により、湊町三丁目C街区地区市街地再開発組合の設立認可を申請しようとする者から第一種市街地再開発事業の施行地区となるべき区域の公告について申請があったので、同条第2項により準用する同法第7条の3第2項の規定により、次のとおり公告し、当該区域を表示する図面を公衆の縦覧に供する。

なお、施行地区となるべき区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、同法第15条第2項の規定により準用する同法第7条の3第3項の規定により、この公告の日から起算して30日以内に松山市長に対し、その借地の所有者（借地権を有するものから更に借地権の設定を受けた場合にあっては、その設定者及びその借地の所有者）と連署し、又は借地権を証する書面を添えて、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告しなければならない。

令和元年5月8日

松山市長 野志 克仁

1 施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称

松山市湊町三丁目3番1、3番2、3番3、3番4、3番5、3番6、3番7、3番8、3番9、3番10、3番11、3番12、3番13、3番14、3番15、3番16、3番17、3番19、3番20、3番21、3番22、3番23、3番24、3番25、3番26、3番27、3番28、3番29、4番1、4番2、4番3、4番4、4番5、4番6、4番7、4番8、4番9、4番10、4番11、4番12、4番13、4番14、4番15、4番16、4番17、4番18、4番19、4番20、4番21、4番22、4番23、4番24、4番25、4番26、4番27、4番28、4番29、4番31、4番32、4番34、4番36、4番38、4番39、4番40、4番41、4番42、4番43、4番44、4番45、4番46、4番47、4番48、4番50及び4番51、
市道東西41号線の一部、市道南北31号線の一部、3・4・42中之川通線の一部、3・5・38裁判所前南柳井町線の一部

2 施行地区を表示する図面の縦覧場所

松山市役所都市デザイン課

3 縦覧期間

区域の縦覧：5月8日から5月22日まで

午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日除く）